

議案第43号

倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校の学区に関する事項の諮問について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校
学区審議会会長 様

倉敷市立下津井学園の通学区域の設定について（諮問）

倉敷市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例（昭和42年倉敷市条例第16
2号）第2条の規定に基づいて、次に掲げる事項について諮問いたします。

令和7年 月 日

倉敷市教育委員会

記

諮問事項

令和8年4月1日に開校予定の倉敷市立下津井学園の通学区域の設定について

諮問理由

令和8年4月1日に開校予定の倉敷市立下津井学園の通学区域を新たに定めるため

〔諮問資料〕

倉敷市立下津井学園の開校に伴う通学区域の変更について

1 変更内容

倉敷市立下津井東小学校、倉敷市立下津井西小学校、倉敷市立下津井中学校の通学区域を削除し、倉敷市立下津井学園の通学区域を新たに設定する。

■変更前

学校名	通学区域町字名
倉敷市立下津井東小学校	大島、大島 1 丁目、大島 2 丁目、下津井田之浦、下津井田之浦 1 丁目、下津井田之浦 2 丁目、下津井吹上、下津井吹上 1 丁目、下津井吹上 2 丁目
倉敷市立下津井西小学校	下津井、下津井 1 丁目、下津井 2 丁目、下津井 3 丁目、下津井 4 丁目、下津井 5 丁目
倉敷市立下津井中学校	大島、大島 1 丁目、大島 2 丁目、下津井田之浦、下津井田之浦 1 丁目、下津井田之浦 2 丁目、下津井吹上、下津井吹上 1 丁目、下津井吹上 2 丁目、下津井、下津井 1 丁目、下津井 2 丁目、下津井 3 丁目、下津井 4 丁目、下津井 5 丁目



■変更後

学校名	通学区域町字名
倉敷市立下津井学園	大島、大島 1 丁目、大島 2 丁目、下津井田之浦、下津井田之浦 1 丁目、下津井田之浦 2 丁目、下津井吹上、下津井吹上 1 丁目、下津井吹上 2 丁目、下津井、下津井 1 丁目、下津井 2 丁目、下津井 3 丁目、下津井 4 丁目、下津井 5 丁目

2 変更理由

令和 8 年 4 月 1 日に開校予定の倉敷市立下津井学園の通学区域を新たに定めようとするものである。

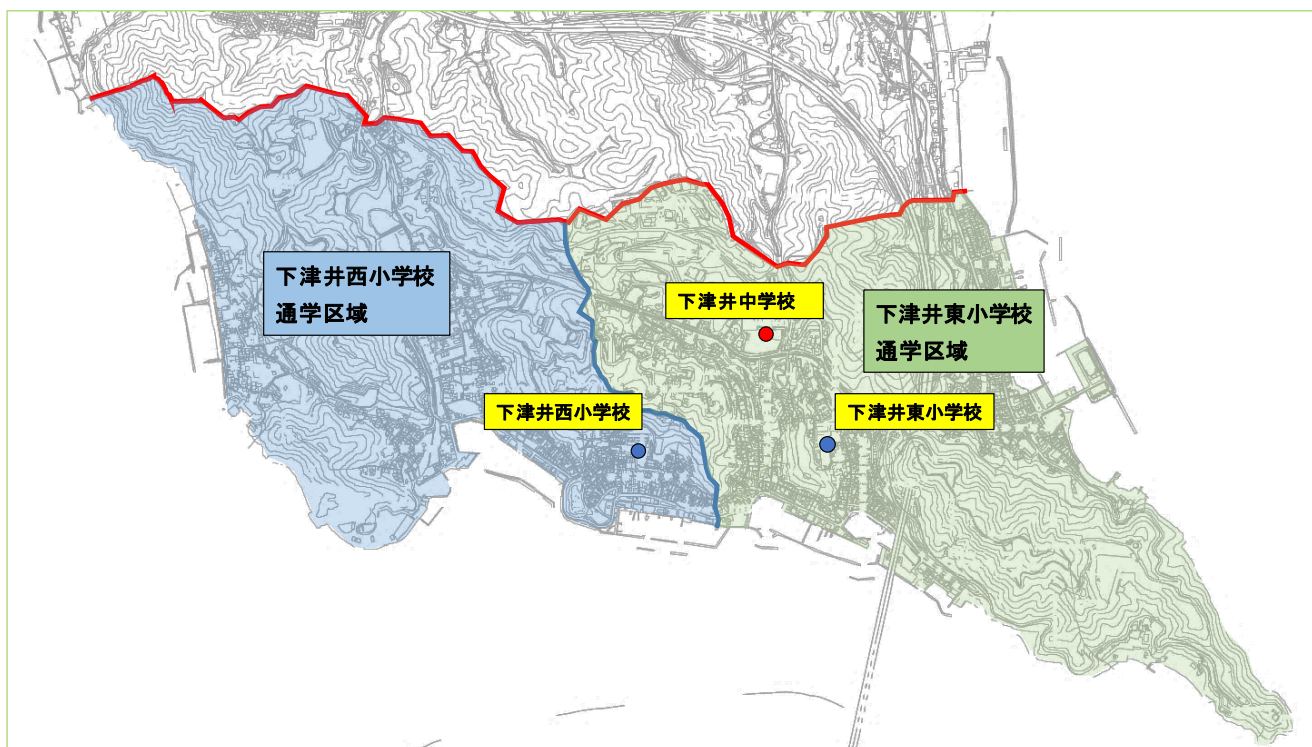
3 変更時期

令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

4 倉敷市立下津井学園の通学区域図

資料

【現在の下津井東小学校、下津井西小学校の通学区域】



資料

【下津井学園の通学区域】

